

栗国村公告第8号

次のとおり企画提案書を募集するので、公示します。

平成29年7月5日

栗国村長 新城 静喜



1 業務委託の概要

- (1) 業務名 : 観光・移住定住促進のための情報発信強化事業委託業務
- (2) 業務内容 : 別紙1「観光・移住定住促進のための情報発信強化事業仕様書」を参照。
- (3) 提案上限額 : 上限43,637千円までとする(消費税含む)
- (4) 履行期間 : 契約の日から平成30年3月15日まで

2 業務の目的

栗国村は、豊かな自然が色濃く残されており、植物・野鳥・地質等についても希少性が高く、また伝統的な集落景観や伝統文化が魅力であり、他の離島地域と一線を画した観光コンテンツを有している。また静かで落ち着いた雰囲気のある生活環境がある。しかし本村の観光客数は伸び悩んでおり、平成27年度からの航空機の運休により、減少傾向にある。また、沖縄県内で最も人口減少率が高い自治体となっている。これらの状況を改善するために、早急な対策が求められている。

そのため本事業において、入域観光客の増加、移住定住の促進を目的に、村内及び村営フェリー内にWi-Fiスポットを整備し、島の住人だけでなく島を訪れた観光客自身による観光客に向けたSNS等による観光地の魅力発信ができるようにする他、村内の空き家・雇用等に係る情報収集を行い、観光情報を含む村の魅力や本村で生活するイメージを描ける情報、移動の具体的手段といった本村での暮らしに関する情報を広く発信するための地域ポータルサイトの整備をする。またそれら整備のため、今後の移住定住希望者の世話役として活躍できる人材・今回整備するポータルサイトを利用し栗国村の情報発信を行う人材の育成のための協議会運営および運営体制構築を行うものである。

3、委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

4、応募資格

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者又は複数の者による共同企業体であること。

- (1) 沖縄県内に本店もしくは支店または事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者または役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 沖縄県暴力団排除条例（平成12年粟国村要綱第1号）第2条第1項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 今回の委託事業に関する知識、技術および経験等、事業を遂行する能力を有すること。
- (8) 今回の委託事業の実施にあたり、十分な事業遂行体制が確保できること。
- (9) 過去5年に自治体におけるポータルサイト、Wi-Fi整備による地域活性化に関する業務経験を有すること。

（共同提案の場合の提案資格等）

複数の事業者による共同企業体（JV）を結成して共同提案を行う場合には、次の事項に留意ください。

- ①必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加申込書」「共同企業体協定書」を提出してください。
- ②複数のJVに所属することはできません。またJVに所属しながら自らが単独で提案を行うことも認められません。
- ③提出期間後に、幹事者および共同提案者を変更することはできません。

5、企画提案の手続き及びスケジュール

(1) 応募方法

1) 参加表明

上記4の応募資格を全て満たし、企画提案を希望する事業者は下記の提出書類を提出すること。

受付期限：平成29年7月13日（木）17：00必着

提出書類：様式1「参加申込書」、

様式2「会社概要」（会社概要及び業績のわかる資料も添付）

様式3「業務実績一覧」

当該業務の実施体制、専門分野別の技術職員の状況、配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況が分かる資料も添付

提出先：「10、連絡・照会先」あてに郵送または持参すること。

2) 質疑応答

本業務に関する質問がある場合は、次の通り様式4「質問票」を提出すること。

質問期限：平成29年7月10日（月）17：00必着

質問方法：FAXで「10、連絡・照会先」に定める連絡先へ提出すること。件名については、「観光・移住定住促進のための情報発信強化事業委託業務の質問」と記載する。

3) 回 答

平成29年7月12日（水）17：00までに、粟国村ホームページにおいて公開する。

※電話、口頭、FAXによる照会対応は行わない。

4) 提案書提出者の選定方法及び選定基準

- ・参加申込で提示された内容等により総合的に行う。
- ・審査により5社程度選定する。
- ・企画提案提出者を選定するための基準は以下のとおりである。
 - ①専門分野別の技術職員の状況
 - ②同種又は類似業務の実績
 - ③配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
 - ④当該業務の実施体制
- ・選定結果は、参加申込の提出者に文書で通知する。
- ・選定結果に対して異議申し立てをすることは出来ない。

- ・選定結果に関する質問には回答しない。

(2) 提案書提出

企画提案書は、別紙1「観光・移住定住促進のための情報発信強化事業仕様書」の内容を確認し作成すること。

受付期限：平成29年7月24日(月)17:00必着

提出先：「10、連絡・照会先」あてに郵送または持参すること。尚、持参による受付は、執務時間中とする。

1) 提出書類一覧

提出書類	提出部数	提出期限
様式5 企画提案応募申請書	正1部、副9部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。 副本は写しで構わない。(提出する企画提案書は1案に限る。)	平成29年7月24日(月) 17:00
様式6 事業スケジュール		
様式7-1 見積書		
様式7-2 見積書(平成30年度以降)		
提出書類一式を格納したCD・DVDメディア	1枚	
定款(写)及び登記簿謄本または登記事項(現在事項)証明書(提出から3か月以内正本)共同企業体の場合は各社必要	1部	

2) 提案書様式等

① 形式

表に様式5「企画提案応募申請書」を綴ること。

提案書本編はA4判片面印刷とし、原則として横置・横書・上綴じとする。

② 枚数

提案書本編は表紙、目次を除き20項以内とする。

④ 見積書(様式7-1、7-2)作成における留意点

- ※ 当様式については、必要に応じて追記すること。様式7-2については、次年度以降の運用のための参考価格として積算すること。

(3) 企画提案説明会

実施日時：平成29年7月26日（水）9時～12時

実施場所：粟国村中央公民館2階

実施方法：応募者による説明（プレゼンテーション20分、質疑10分程度）

(4) 審査結果の通知

平成29年7月28日（金）通知発送予定

(5) 委託契約手続き

契約は平成29年8月上旬とし、別途粟国村財務規則（昭和47年規則第1号）の規定により契約手続きを行う。

6、募集等における主なスケジュール

手続き開始の公表	7月5日（水）
参加申込の提出期限	7月13日（木）
提案者提出者の選定（選定委員会開催）	7月14日（金）
選定通知及び提案書提出要請書送付	7月14日（金）発送
提案書の提出期限	7月24日（月）
提案書の審査、受託者の特定（選定委員会開催）	7月26日（水）
特定結果の通知	7月28日（金）発送

7、企画提案を特定するための評価基準

別表に定める評価基準、評価方法に基づき、各審査委員が行う。

1) 業務の実績

同種または類似業務の実績

2) 企画提案書

本村の現状・課題を把握し、地域特性を反映した的確な内容となっているか

調査・分析の手法に事業成果を高めるための工夫や独創性がみられるか

提案内容は妥当性があり、実現性が高いか

策定計画の実施スケジュールは妥当か

独自の企画提案があるか

3) 業務遂行

従事するスタッフは、業務を遂行するにあたって人員体制が確保されているか
担当スタッフは有効な経歴や知識や見識を持っているか

4) ヒアリング

取組意欲及びコミュニケーション力があるか

5) 業務参考見積もり額

適正な金額となっているか

8、その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他の応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書・審査内容及び審査経過については、公表しない。

(3) 無効について

募集要項に適合しない応募は無効とする。

(4) 企画提案内容の変更

粟国村との協議により内容の若干の変更もあり得るものとする。

(5) 著作権について

この業務に基づく全ての成果物は粟国村に帰属するものとする。

9、提案辞退届出

参加表明後、辞退する場合は様式8「提案辞退届」を提出すること。

10、連絡・照会先

粟国村役場 総務課 企画係

〒901-3792 沖縄県島尻郡粟国村字東367番地

TEL: 098-988-2016 FAX: 098-988-2206